

認可外保育施設一覧(居宅訪問型事業)令和2年5月31日現在届出済施設 *届出順/申出順に標記

	事業所名	区名	所在地	設置者名	電話番号	通常の開始時間	通常の終了時間	月極契約 ※1	定期契約 ※2	一時預かり ※3	夜間保育 ※4	24時間保育 ※5	有資格者数 ※6	研修受講者数	事業開始年月日
1	株式会社テノ.サポート	博多区	上呉服町10-10 5F	株式会社テノ.サポート	092-263-8335	24H		○	○	○	○	○	4	1人(居宅訪問型研修) 1人(子育て支援員研修) 187人(自社研修)	H11.7.5
2	株式会社イコニコカンパニー	中央区	平尾3-7-21	吉田 智宏	092-521-1525	8:00	19:00 (~8:00) 応相談		○	○	○	○	17	1人(認定ベビーシッター)	H18.9.1
3	ウィズキッズ長丘	南区	長丘3-21-5	株式会社 西日本介護サービス	092-554-8862	24H						○	1		H23.4.1
4	一般社団法人愛ちゃん商店	中央区	大名2-1-43-204	岡部 ひろみ	092-791-8434	8:00	19:00			○			1		H18.6.19
5	城南ママサポート	南区		田中 絵理緒	080-4063-1021	9:00	18:00			○			1		H24.12.25
6	ベビーシッター Kokoro*Company	城南区	友泉亭20-1-102	前中 恵理奈	090-9563-2818	9:00	19:00 (~9:00) 応相談			○	○	○	6		H24.9.22
7	HANA HOME	西区	姪の浜6-8-29	株式会社 英翔	092-985-6243	9:00	18:00			○			1		H28.6.6
8	株式会社 ジョイクリエイト	中央区	長浜1-2-6-705	代表取締役 野口 達哉	092-725-3199	9:00	20:00 (~9:00) 応相談			○			35	1人(チャイルドマインダー) 3人(ベビーシッター養成講座等)	H26.4.10
9	アリスの子ども部屋	中央区	黒門4-43 大濠コーポラス1F	有限会社 アリスチャイルドケアサービス	092-737-7057	8:00	19:00			○			4	1人(子育て支援員研修)	H2.2.27
10	株式会社 ian	中央区	薬院2-17-30	株式会社 ian	092-518-5785	9:00	20:00 (~9:00) 応相談			○	○		5		H28.8.3
11	はなまる	中央区	天神2-3-10-716	藤崎 洋子	092-836-7277	9:00	24:00	○	○	○	○				H29.4.1
12	株式会社いないいないばあー	博多区	博多駅前3-30-15 ライオンズマンション博多305	山本 和昭	090-8627-2280 092-472-7088	24H		○	○	○	○	○		1人(保育補助講習・子育て支援員研修)	H29.10.1
13	株式会社 Branches	博多区	祇園町2-11	代表取締役 権藤 光枝	092-260-7667	8:00	22:00 (~24:00) 応相談			○	○		2		H30.1.1
14	ハニークローバー(株)福岡支社	早良区	西新3-5-7 サンフローラ西新101号室	ハニークローバー株式会社	092-407-5787	24H						○	1	7人(自社研修)	H30.5.7
15	キッズコア	南区	長丘3-11-27	田代 静子	090-1515-5123	9:00	17:00 (応相談)			○				1人(チャイルドマインダー)	H29.6.1
16	子育てサポートセンター きしゃぽっぽ	中央区	鳥飼1-1-20	社会福祉法人グリーン ユープ	090-9400-9967	9:00 (6:00~) 応相談	18:00 (~24:00) 応相談			○	○		1	13人(ベビーシッター養成講座等)	H8.4.1
17	子育てサポートセンター ドレミファ	早良区	次郎丸6-11-30	社会福祉法人グリーン ユープ	090-1972-4396	9:00 (6:00~) 応相談	18:00 (~24:00) 応相談			○	○		4	6人(ベビーシッター養成講座等)	H18.4.1
18	ケーバイエヌ株式会社	中央区	天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル15階	ケーバイエヌ株式会社	092-717-3619	9:00	19:00 (~9:00) 応相談			○	○	○	1		R2.5.15

※1 月極契約とは、利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの

※2 定期契約とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの(月極サービスを除く。)

※3 一時預かりとは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの

※4 夜間保育とは、午後8時を超えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの

※5 24時間保育とは、24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの

※6 有資格者とは、保育士又は看護師又は、准看護師資格者をいう